

新医療保障保険(団体型) ご契約・ご加入にあたっての留意事項

従業員の病気やケガによる所定の入院・手術等を受けた際の
福利厚生制度をサポートする保険です。



見舞金等
の制度をサポート



病気やケガによる
所定の入院・手術等をサポート



保険料は
企業(団体)負担

加入の内容は、別途ご提供している「新医療保障保険(団体型) についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

給付金をお支払いする場合(支払事由)

お支払い する給付金	支払事由	支払額
入院給付金	不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因とし、1日以上入院(※2)をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数 (1回の入院につき120日、 通算1,095日が上限)
手術給付金	不慮の事故による傷害または疾病の治療を直接の目的とし、次のいずれかに該当する手術を受けたとき ●公的医療保険の手術料の算定対象となる手術(一部の手術を除く) ●先進医療に該当する手術(※3)	入院中の手術(※4) 入院給付金日額の20倍 外来での手術(※5) 入院給付金日額の5倍
入院一時給付金 (※1)	入院給付金が支払われる入院をした場合	入院給付金日額の5倍 (1回の入院につき1回、 通算30回が上限)
放射線治療 給付金	不慮の事故による傷害または疾病の治療を直接の目的とし、次のいずれかに該当する放射線治療を受けたとき ●公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる放射線治療 ●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法(※3)	入院給付金日額の10倍 (60日間に付き1回が上限)
骨髄ドナー 給付金	責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額の20倍 (1回のみ)

※1 ご契約によってはお支払対象となりません。

※2 「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無などを参考に第一生命が判断します(たとえば、医療機関の領収書などで確認します)。なお、「短期滞在手術等基本料1」には「入院基本料」を含みませんので、お支払いの対象となる「入院」に該当しません。

※3 お支払いの対象となる先進医療は、手術または放射線治療を受けた時点において、以下の条件すべてを満たすものに限り、かつ、医療行為、症状、医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。

- ・厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ・先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾患・症状など)に対するものであること
- ・先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

お支払いの対象となる先進医療の最新の内容は、第一生命ホームページの先進医療情報ステーションをご覧ください。

※4 「入院中の手術」とは、「入院給付金が支払われる入院中」に受けた手術のことです。「1回の入院」または通算の支払限度を超えて入院したことにより、入院給付金が支払われない入院中に受けたものも含まれます。

※5 「外来での手術」とは、上記「入院中の手術」に該当しない手術のことです。なお、手術後に休憩室・回復室・診察ベッド等で安静を取ったとしても、「外来扱」の場合は、入院給付金が支払われる入院に該当しないため、手術給付金は入院給付金日額の5倍となります。

留意事項

共通	就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合がございます。
	給付金は保障期間中（責任開始日以降）に約款に定める支払事由に該当した場合にお支払いします。
	各給付金（骨髄ドナー給付金を除く）は、責任開始日以後の不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とし、病院または診療所にて入院、手術等を受けた場合お支払いの対象となります。
	死亡や通院に対する保障はありません。
	給付金のご請求は、契約者（企業・団体）を通じての手続きとなります。
入院給付金	入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、それらの入院が同一の原因によるものであるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなし、各入院の日数を合算して支払限度（120日）を適用します。たとえば、それぞれの入院の原因が病気とケガであった場合でも「1回の入院」とみなします。
手術給付金	お支払いの対象となる手術を同じ日に2以上受けた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
放射線治療給付金	お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間については、放射線治療給付金はお支払いしません。

(注)責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

- この資料は新医療保障保険(団体型)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(給付金額の減額、解約等)する場合があります。
- この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
- 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)

<引受保険会社>

第一生命保険株式会社

C25-213-0057(2025.4.18)

うら